

# お客様の安全なご旅行のための 機内持込制限品目

2014年1月1日から施行「航空安全及び保安に関する法律」第44に基づき、機内持込み制限品を航空機内に持ち込む場合、2年以上5年以下の懲役に処せられますのでご注意ください。

同基準は大韓民国空港において適用される基準であり、目的地が外国である場合には当該国の追加禁止品目があるかどうかを航空会社又は旅行会社にお確かめください。



国土交通部 交通安全公団

爆発性・引火性・有毒性物質

凶器となり得る品目

一般生活用品及び医療用品

航空機内への液体物持込制限

## ✕ 機内 ✕ 受託手荷物



### 爆発物類

手榴弾、ダイナマイト、火薬類、煙幕弾、照明弾、爆竹、地雷、雷管、信管、導火線、発破キャップなど爆発装置



### 放射性・伝染性・毒性物質

塩素、漂白剤、酸化剤、水銀、排水溝洗浄剤、毒物・劇物、医療用・商業用の放射性同位元素、伝染性・生物学的危険物質など



### 引火性物質

マッチ、ライター、ブタンガスなど引火性ガス、揮発油・ペイントなど引火性液体、70%以上のアルコール性飲料など  
但し、小型安全マッチ及び携帯用ライターはそれぞれ1個まで機内持込可能



### その他危険物質

消火器、ドライアイス、催涙ガスなどドライアイスは炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納したものであればお一人様2.5kgまで機内持込可能

# お客様の安全なご旅行のための 機内持込制限品目

2014年1月1日から施行「航空安全及び保安に関する法律」第44に基づき、機内持込み制限品を航空機内に持ち込む場合、2年以上5年以下の懲役に処せられますのでご注意ください。

同基準は大韓民国空港において適用される基準であり、目的地が外国である場合には当該国の追加禁止品目があるかどうかを航空会社又は旅行会社にお確かめください。



爆発性・引火性・有毒性物質

凶器となり得る品目

一般生活用品及び医療用品

航空機内への液体物持込制限

## ✕ 機内 ○ 受託手荷物



### 銃・刀剣類

果物ナイフ、カッター、折り畳み式ナイフ、剃刀、もり、ナックルダスター、ダーツなど  
安全剃刀、一般携帯用剃刀、電気剃刀などは機内持込み可



### スポーツ用品類

バッド、ホッケースティック、ゴルフクラブ、ビリヤード用キュー、アイススケート、亜鈴、ボウリングボール、矢、弓、アーチェリーなど  
テニスラケットなどラケット類、インラインスケート、スケートボード、登山用ストック、野球ボールなどボール類は空気を抜いた状態で機内持込みができる



### 銃器類

あらゆる銃器及びその部品、ピストル、電子衝撃機、おもちゃ銃など銃器類は航空会社に所持許可書などをご提示の上、弾を抜いたものをお預かりできる



### 武術護身用品

ヌンチャク、攻撃用激闘武器、警棒、手錠、護身用スプレーなど  
護身用スプレーはお一人様1個(100Mℓ以下)までお預かりできる



### 工具類

斧、ハンマー、釘打ち銃、鋸、錐、ドリル/刃体の長さが6センチを超えるハサミ・スクリュードライバー・ドリルの芯/ 全長10cm以上のレンチ・スパナ・ペンチ類/ 家畜追い棒など

# お客様の安全なご旅行のための 機内持込制限品目

2014年1月1日から施行「航空安全及び保安に関する法律」第44に基づき、機内持込み制限品を航空機内に持ち込む場合、2年以上5年以下の懲役に処せられますのでご注意ください。

同基準は大韓民国空港において適用される基準であり、目的地が外国である場合には当該国の追加禁止品目があるかどうかを航空会社又は旅行会社にお確かめください。



国土交通省 交通安全公団

爆発性・引火性・有毒性物質

凶器となり得る品目

一般生活用品及び医療用品

航空機内への液体物持込制限

## 機内 受託手荷物



### 生活道具類

金属製スプーン、フォーク、爪切り、長傘、ピーラー、栓抜き、ワインオープナー毛抜き、キューティクルシザー、針類、製図用コンパスなど



### 液体衛生用品・バス用品・医薬品類

化粧品、カラーリング剤、パーマ剤、バス用品、歯磨き粉、コンタクトレンズ液、消炎剤、医療消毒用アルコール、内服薬、軟膏剤など

但し、国際線の場合、機内持込みは100ml以下のものに限る。  
受託手荷物として預ける場合、個別容器500ml以下、お一人様2kg(2ℓ)まで可能。



### 医療装備及び歩行補助用具

注射針、体温計、自動体外式除細動器など携帯型医療電子機器。人工ペースメーカーなど人体移植装置、杖、松葉杖、乳母車など

水銀体温計は収納ケースに収められている場合、機内持込可  
電動車椅子は電池爆発の危険性があるため、お預かりのみ可



### 救助用品

小型酸素ボンベ(5kg以下)、救命胴衣に装備したシリンダー1セット(予備シリンダー1セット含む)、雪崩救難用バックパック(お一人様1個)

但し、安全基準を満たした包装状態で当該航空会社の承認が必要



### バッテリー及び携帯用電子機器

携帯用バッテリー、時計、計算機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、ノートパソコン、MP3など

# お客様の安全なご旅行のための 機内持込制限品目

2014年1月1日から施行「航空安全及び保安に関する法律」第44に基づき、機内持込制限品を航空機内に持ち込む場合、2年以上5年以下の懲役に処せられますのでご注意ください。

同基準は大韓民国空港において適用される基準であり、目的地が外国である場合には当該国の追加禁止品目があるかどうかを航空会社又は旅行会社にお確かめください。



国土交通部 交通安全公団

爆発性・引火性・有毒性物質

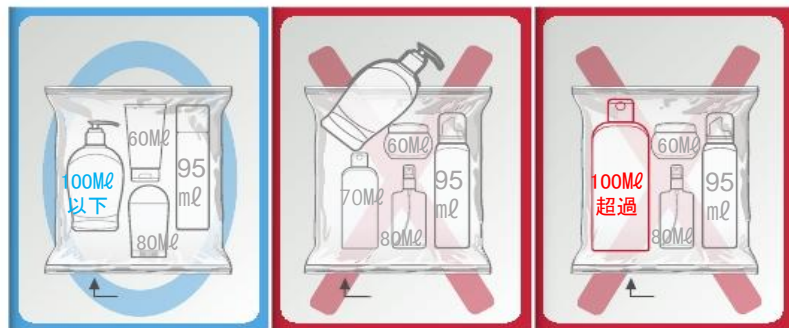
凶器となり得る品目

一般生活用品及び医療用品

航空機内への液体物持込制限

## 国際線航空機内への 液体物の持込み制限について

国際線ご利用の際、液体・スプレー・ジェル状のものは、下記の通り機内への持込が厳しく制限されますので許容基準を満たしているか事前にご確認ください。



- ☑ 水・飲料・食品・化粧品など液体・スプレー・ジェル類（ジェルまたはクリーム）のものは、**100ml以下の個別容器**に入れてお一人様**1ℓ**のジッパーの付いた透明ビニール袋に限っては持込可能
- ☑ ベビーフード及び医薬品などは客室内で必要となる量に限って持込が可能  
ただし、医薬品などは医者からの処方箋など証明書類を保安検査員に提示する必要がある